

大阪市立高倉中学校PTA規約

第1章 名 称

- 第1条 (1) この会は、大阪市立高倉中学校PTAという。
(2) この会は、事務所を大阪市立高倉中学校に置く。

第2章 目 的

第2条 この会は、父母及び保護者が協力して、家庭と学校と社会における生徒の幸福な成長をはかることを目的とする。

- 第3条 この会は、前条の目的をとげるために次の活動をする。
- (1) 教育の水準を高めるために、会員の成人教育・人権教育・社会教育を盛んにする。
 - (2) 家庭と学校との緊密な連絡によって、生徒を保護善導する。
 - (3) 家庭と学校と社会における教育的環境をよくする。
 - (4) 学校に対する公費の確保に協力する。

第3章 方 針

- 第4条 この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針にしたがって活動する。
- (1) 生徒の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および関係機関と協力する。
 - (2) 特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的にするような行為は行わない。
 - (3) この会、またはこの会の役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。
 - (4) この会は、自主独立のものであって、他の団体から支配・統制・または干渉を受けない。
 - (5) 学校の教育方針および人事ならびに管理には干渉しない。

第4章 会 員

- 第5条 この会の会員となることのできる者は次のとおりである。
- (1) この学校に在籍する生徒の父母または保護者（以下『父母』という。）
 - (2) この学校の校長および教職員
 - (3) この会の主旨に賛同する者で、実行委員の承認を得た者。
- 第6条 この会の会員は、すべて会費を納める義務を有する。

第5章 経 理

- 第7条 この会の経理は、会費・事業収入および自発的な寄付金によって支弁される。
- 第8条 この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。
- 第9条 この会の資産は、すべて第2章にあげた以外の目的のために支出または使用してはならない。
- 第10条 この会の会費は、会員一人につき、一口月額200円とする。
但し、一人一口以上幾口でも納入することができる。
- 第11条 この会の経理は、会計監査を経て、会員に報告されなければならない。
- 第12条 この会の会計年度は毎年4月1日から始まり翌年の3月31日に終わる。
- 第13条 この会の経理については、別に会費規程を定めることができる。

第6章 役員とその選挙

第14条 (1) この会の役員は、次のとおりである。

1. 会 長 1名 父母
2. 副会長 若干名 父母
3. 書 記 1名 先生または父母
4. 会 計 1名 父母

(2) 役員は、男女のいずれか一方に偏してはならない。

(3) 役員は、他の役員または会計監査委員を兼ねることができない。

第15条 (1) 役員の任期は、1年とする。但し、再選をさまたげない。

(2) 役員は、引き続いて他の役員に再選されることができる。

第16条 役員選挙および就任は、次のとおり行われる。

(1) 6名の委員からなる役員候補者指名委員会（以下「指名委員会」という。）を次の方法によってつくる。

ア. 父母の中から4名の指名委員を選出する。

イ. 教職員の中から1名の指名委員を選出する。

ウ. 実行委員の中から1名の指名委員を選出する。

(2) 指名委員は、役員および会計監査委員長の候補者になることはできない。

(3) 指名委員長は、指名委員の互選により定める。

(4) 指名委員会は、各役員別に定数以上の候補者をあげ役員選挙の少なくとも7日前までに全会員に知らせる。

(5) 選挙を行う総会において、一般会員から候補者の指名をすることができる。

(6) 候補者の氏名は、指名委員会によってなされる場合も、一般会員からなされる場合も、その氏名を発表する前に、候補者の同意を得なければならない。

(7) 役員は4月の総会において、出席した会員の多数決で選出される。

(8) 役員は5月1日より就任する。

第17条 会長に欠員を生じたときは、副会長が昇格する。任期は前任者の残任期間とする。

第18条 会長以外の役員に欠員が生じたときは、実行委員会がこれを補充する。
任期は前任者の残任期間とする。

第7章 役員の資格とその任務

第19条 この会の目的ならびに方針について、十分な理解をもっている会員で公選による公職員でないものは、第6条の規定に従って役員に選挙されることができる。

第20条 会長は次の職務を行う。

(1) 総会および実行委員会を招集し、会議の議長となる。

(2) 他の役員および校長の意見を聞いて、常置委員および特別委員会(役員候補者指名委員会を除く)の委員長を任命する。

(3) 実行委員会の承認を得て、常置委員会および特別委員会（役員候補者指名委員会を除く）の委員を任命する。

(4) 各委員会（役員候補者指名委員会および会計監査委員会を除く）に出席して意見を述べることができる。

(5) この会の資産を管理する。

第21条 副会長は会長を補佐し、事故あるときはその任務を代行する。

- 第22条 書記は次の職務を行う。
- (1) 総会および実行委員会の議事、ならびにこの会の活動に関する重要事項を記録する。
 - (2) 記録・通信その他の書類を保管する。
 - (3) 会長の指示に従ってこの会の庶務を行う。

- 第23条 会計は次の職務を行う。
- (1) 総会が決定した予算に基づいて、一切の会計事務を処理する。
 - (2) 予算の立案に協力する。
 - (3) 会計簿を保管し、いつでも会員の閲覧に供する。
 - (4) 会計監査を受けて、会員に報告する。

第8章 会計監査委員会

- 第24条 (1) この会の経理を監査するために、会計監査委員会を置く。
(2) 会計監査委員会には、委員長のほか、2名の委員を置く。
- 第25条 (1) 会計監査委員長の選挙および就任は第16条に準じて行う。
(2) 会計監査委員長は、他の2名の委員を選任する。
- 第26条 会計監査委員会は、その年度の会計を監査し全会員にその結果を報告する。
- 第27条 会計監査委員の任期は1年とする。
- 第28条 会計監査委員長は、実行委員会に出席して意見を述べることができる。

第9章 総 会

- 第29条 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高決議機関である。
- 第30条 総会の定足数、全会員の5分の1とする。決議は出席者の過半数の同意を要する。
- 第31条 実行委員会が必要と認めたとき、または会員の5分の1以上の要求があったときには、会長はいつでも総会を招集する。
- 第32条 総会は年間1回以上開催する。
- 第33条 この会の年間事業計画および予算の審議決定、ならびに決算報告の承認は総会で行う。但し、総会が開催困難な不測の事態の場合は特別に書面で審議を行うことができる。

第10章 実行委員会

- 第34条 実行委員会は、この会の役員・各常置委員会の委員長、および校長・教頭および実行委員会によって承認された教職員をもって構成される。
- 第35条 実行委員会の任務は次のとおりである。
- (1) 会長によって任命される各委員会の委員を承認する。
 - (2) 各委員会によって立案された事業計画を審議検討する。
 - (3) 総会に提出する議案を調整する。
 - (4) 必要あるときは、特別委員会を設ける。
 - (5) その他、規約ならびに総会の決議に従って、この会の事務を処理する。
- 第36条 (1) 実行委員会は毎月1回定例会を開催する。
(2) 実行委員会の定足数は、委員数の2分の1とし、決議は出席者の過半数の同意を要する。

第 1 1 章 常置委員会および特別委員会

第 3 7 条 この活動に必要な事項について、調査・研究・立案するために次の常置委員会を置く。

- ①企画・予算会計委員会
- ②体育委員会
- ③保健委員会
- ④施設・厚生委員会
- ⑤広報委員会
- ⑥学級委員会（学年別）
- ⑦校外指導委員会
- ⑧人権成人委員会
- ⑨給食委員会

第 3 8 条 (1) この会の特定の目的を遂行するために必要あるときは、特別委員会を設けることができる。

(2) 特別委員会は、その任務が終わるとともに自動的に解散する。

(3) 特別委員会の委員長は、必要ある場合、実行委員会に出席して、意見を述べることができる。

第 3 9 条 (1) 各常置委員会および特別委員会の委員長は、他の役員および校長の意見を聞いて、会長が任命する。

(2) 委員は、委員長の選定に基づき実行委員会の承認を得て、会長が任命する。

第 4 0 条 (1) 各常置委員会、ならびに特別委員会の委員長および委員の任期は 1 年とする。ただし留任は妨げない。

(2) 常置委員会相互間において、委員は、他の委員を兼ねることができる。

第 4 1 条 企画・予算会計委員会の任務は、次のとおりである。

(1) この会の目的達成に必要な活動の年間計画を立てる。

(2) この計画に基づく諸活動を評価して、次の企画の資料とする。

(3) 総会の議事日程を立案する。

(4) 年間計画に基づく活動に必要な収支の予算を立案する。

(5) 総会が決定した予算に基づいて、健全な経理が行われるように協力する。

(6) 必要があれば補正予算を立てる。

第 4 2 条 体育委員会の任務は、次のとおりである。

(1) 体育行事を促進し体位の向上につとめる。

第 4 3 条 保健委員会の任務は、次のとおりである。

(1) 衛生行事を促進し保健衛生状態の向上につとめる。

第 4 4 条 施設・厚生委員会の任務は、次のとおりである。

(1) 会員および生徒の福利厚生をはかる。

(2) 特別な事情にある生徒の援助につとめる。

(3) P T A 施設の充実と適切な営繕により教育環境の整備につとめる。

(4) 教育環境をよくするために地域社会と学校に協力する。

第 4 5 条 広報委員会の任務は、次のとおりである。

(1) 会員に対し、情報を伝達する。

(2) 地域社会に対し、この会の認識理解を深め、進んで協力を得るようにつとめる。

- (3) この会と同じ目的をもつ他の団体、または機関との連携をはかる。
- 第46条 学級委員会の任務は、次のとおりである。
- (1) その学級の会員が会員としての義務と権利を全うするようにつとめる。
- (2) 教育環境をより好ましくするようにつとめる。
- (3) 教職員と父母および父母相互間の親睦をはかる。
- (4) 進路指導に協力する。
- 第47条 校外指導委員会の任務は、次のとおりである。
- (1) 地域と学校に協力をして生徒の保護・善導につとめる。
- 第48条 人権成人委員会の任務は、次のとおりである。
- (1) 教育水準を高めるために、会員に対して成人教育を行う。
- (2) 地域の社会教育を盛んにすることに協力する。
- (3) 同和教育に対する、正しい理解と認識を高める。
- 第49条 給食委員会の任務は、次のとおりである。
- (1) 学校給食が十分な効果をあげるようにつとめる。
- 第50条 校長・教頭は各常置委員会、または特別委員会に出席して意見を述べることができる。
- 第51条 各常置委員会および特別委員会は、その事業計画について実行委員会にはからなければならない。

第12章 改正

- 第52条 この規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成によって改正することができる。
- ただし、改正案は、総会の少なくとも一週間前にその内容を全会員に知らせておかなければならない。

昭和23年 5月 1日改正
昭和41年 5月23日改正
昭和45年 5月27日改正
昭和49年 5月 2日改正
昭和61年 4月21日改正
昭和62年10月12日改正
平成 2年 4月25日改正
平成 5年 4月23日改正
平成 6年 4月26日改正
平成 7年 4月28日改正
平成27年 4月18日改正
平成28年 4月20日改正
平成29年 4月 1日改正
令和 2年 5月28日改正